

信認金の見直しに伴う取引参加者規程等の一部改正新旧対照表

目次

【認可規則】	(ページ)
・取引参加者規程の一部改正新旧対照表.....	1
【届出規則】	
・取引参加者規程施行規則の一部改正新旧対照表.....	2

取引参加者規程の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(信認金の預託等)</p> <p>第13条 取引参加者は、信認金を、当取引所が定めるところにより、当取引所に預託しなければならない。</p> <p>2 信認金の額は、<u>150万円</u>とする。</p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p> <p>3・4 (略)</p> <p>(届出事項)</p> <p>第21条 取引参加者は、次に掲げる行為をしようとするときは、当取引所が定めるところにより、あらかじめその内容を当取引所に届け出なければならない。</p> <p>(1)～(14) (略)</p> <p>(削る)</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、平成17年4月1日から施行する。</p>	<p>(信認金の預託等)</p> <p>第13条 取引参加者は、信認金を、当取引所が定めるところにより、当取引所に預託しなければならない。</p> <p>2 信認金の額は、<u>次に掲げる金額の合計額</u>とする。</p> <p>(1) <u>150万円</u></p> <p>(2) <u>取引参加者の本店以外の営業所の数に15万円を乗じた金額</u></p> <p>3・4 (略)</p> <p>(届出事項)</p> <p>第21条 取引参加者は、次に掲げる行為をしようとするときは、当取引所が定めるところにより、あらかじめその内容を当取引所に届け出なければならない。</p> <p>(1)～(14) (略)</p> <p>(15) <u>本店その他の営業所又は主たる事務所その他の事務所の変更</u></p>

取引参加者施行規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(報告事項)</p> <p>第14条 規程第22条に規定する当取引所が定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、所定の報告書に当取引所が必要と認める書類を添付して報告するものとする。</p> <p>(1)～(24) (略)</p> <p><u>(25) 本店その他の営業所又は主たる事務所その他の事務所の変更したとき。</u></p> <p><u>(26)</u> (略)</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、平成17年4月1日から施行する。</p>	<p>(報告事項)</p> <p>第14条 規程第22条に規定する当取引所が定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、所定の報告書に当取引所が必要と認める書類を添付して報告するものとする。</p> <p>(1)～(24) (略)</p> <p>(新設)</p> <p><u>(25)</u> (略)</p>